

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 用語の意義の改正

一 「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいうものとする  
こと。（第二条第一号関係）

二 「精神障害者」とは、障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいうものとする  
こと。（第二条第六号関係）

## 第二 職場適応援助者事業の実施

障害者職業センターにおいて、新たに、知的障害者、精神障害者等が職場に適応するための援助を行う者の養成及び研修を行うとともに、知的障害者、精神障害者等に対して職場への適応に関する助言又は指導を行うものとする  
こと。（第九条の二及び第九条の四関係）

## 第三 障害者就業・生活支援センターによる事業の実施

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする

障害者に対する相談等の業務を適正かつ確実に実施することができると認められる公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等を、障害者就業・生活支援センターとして指定することができるものとする。 (第九条の十八から第九条の二十一まで関係)

#### 第四 障害者雇用率制度における除外率の縮小

一 国及び地方公共団体の機関が採用すべき身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、例外となる一部の職員を除き、機関ごとに設定する除外率を用いて算定するものとし、これを当分の間の措置とするものとする。 (第十一条及び附則第三条第一項関係)

二 一般事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たって除外率を用いて算定する措置については、当分の間の措置とするものとする。 (第十四条及び附則第三条第二項関係)

三 一及び二により設定された除外率については、当該除外率設定機関等の身体障害者又は知的障害者の雇用の状況等を考慮し、段階的に縮小するものとする。 (附則第三条第三項関係)

#### 第五 障害者雇用率制度の改善

一 国及び地方公共団体の機関に勤務する職員に関する特例

国及び地方公共団体の機関に勤務する職員は、一定の関係のある他の機関に勤務する職員とみなすことができるものとする。こと。（第十二条の二及び第十三条の三関係）

二 労働者の数の算定に関する特例に係る認定基準の改正等

(一) 子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例に係る認定基準を改正するものとする。こと。（第十四条の二関係）

(二) (一)の特例に係る認定を受けた親事業主の子会社であつて(一)の特例に係る子会社以外のものが雇用する労働者についても、当該親事業主がこれらの子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができることと認められること等の基準に適合する場合には、当該親事業主が雇用する労働者とみなすことができるものとする。こと。（第十四条の三関係）

第六 その他

その他所要の整備を行うものとする。こと。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第五については平成十四年十月一日から、第四については平成十六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。 (附則第二条から第四条まで関係)